

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成29年度
計画主体	川西市

## 川西市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名：川西市市民生活部生活活性室産業振興課  
所在地：川西市中央町12-1  
電話番号：072-740-1164  
FAX番号：072-740-1332  
メールアドレス：kawa0181@city.kawanishi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アライグマ、ヌートリア
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	川西市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、 野菜、果樹	507.9万円 3.00ha
シカ	水稲、 野菜、花木	356.7万円 2.00ha
アライグマ	野菜、果樹	436.7万円 2.00ha
ヌートリア	野菜	287.3万円 1.00ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	被害は水稲が8月～10月で、それ以外に秋から冬にかけてサツマイモや果樹などに被害が見られる。これまでは市最北部の黒川地域が中心だったが、近年は市中部まで活動範囲が広がり、農業被害区域や金額とも増加傾向にある。また、住宅地への出没も見られるようになった。
シカ	被害は水稲が5月～7月で、そのほか、野菜の苗や花木の新芽など農業被害のほか、茶道用の炭の原材料となるクヌギの新植やほう芽が食害を受けるなど林業被害も拡大している。被害区域は市中部まで広がり、農業被害区域や金額とも増加傾向にある。また、住宅地への出没も見られるようになった。
アライグマ	平成16年ごろに農業被害が確認されるようになって以降、年々被害が増大し、生息圏はほぼ市内全域に広がっている。また、農業被害だけでなく生活環境への被害も増加している。
ヌートリア	被害が徐々に広がっており、川沿いを周辺に農業被害が増加している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成32年度）
イノシシ	507.9万円 3.00ha	355.6万円 2.10ha
シカ	356.7万円 2.00ha	249.7万円 1.40ha
アライグマ	436.7万円 2.00ha	305.7万円 1.40ha
ヌートリア	287.3万円 1.00ha	201.2万円 0.70ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣駆除については、兵庫県猟友会川西支部（わな猟班19名）によるイノシシ、シカの捕獲を実施。</p> <p>アライグマ・ヌートリアについては、市防除計画を策定し、兵庫県猟友会川西支部による捕獲班（19名）が捕獲を実施。</p> <p>●平成27年度 有害捕獲 （イノシシ） 32頭 （シカ） 41頭 特定外来捕獲 （アライグマ） 33頭 （ヌートリア） 2頭</p> <p>●平成28年 有害捕獲</p>	<p>本市域でシカの目撃が増加傾向にあること、またイノシシについても出没範囲が拡大傾向にあることから今後も農作物被害の拡大が懸念される。</p> <p>また、アライグマについては増加傾向にあり、捕獲活動に対する猟友会の負担が増大していることから地元生産組合及び自治会等の協力による捕獲体制の充実を急がなければならない</p>

	(イノシシ) 65頭 (シカ) 48頭 特定外来捕獲 (アライグマ) 44頭 (ヌートリア) 3頭  ●平成29年度(12月末現在) 有害捕獲 (イノシシ) 97頭 (シカ) 93頭 特定外来捕獲 (アライグマ) 83頭 (ヌートリア) 2頭	
防護柵の設置等に関する取組	国の補助事業を活用し、黒川地区において、平成21年より、地域ぐるみで集落を防護柵で囲む取り組みが始まり、平成24年度までの3年間で延長3,800mの防護柵を整備した。 個人については、各自が補助事業や自己負担により防護ネットや電気柵を設置している。	国・県の補助金等を活用し、地域ぐるみで集落を防護柵で囲む取り組み等を引き続き、実施していく必要がある。 また、個人農家については自分で自己の所有する農地に電気柵を設置しているが、部分的な設置に留まっているため、引き続き支援等を行っていく必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

今後、イノシシ、シカの個体数調整のため、猟友会の協力を得て、わな猟による有害鳥獣捕獲を実施する。

アライグマ、ヌートリアの特定外来生物については市の防除計画に基づく捕獲を強化するとともに、農家などを対象に鳥獣の生態に関する啓発やアライグマ・ヌートリア用捕獲わなの取り扱いに関する講習などを実施する。

また、シカの本市域への侵入防止とイノシシによる農作物被害防止のため、地元住民及び地域が一体となった防護柵の設置を進める。

なお、防護柵の種類(金網柵、電気柵、ネット柵)の選定にあたっては、設置に要する経費や施工性だけでなく、設置後の維持管理方法についても十分検討したうえで最も防護効果の高い防護柵が設置されるよう普及に努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

兵庫県猟友会川西支部に有害鳥獣捕獲を依頼して、わなによる捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30年度～ 32年度	イノシシ シカ アライグマ ヌートリア	引き続き、わな猟免許取得にかかる費用の助成を通じて担い手の育成を図る。 捕獲檻については、イノシシ・シカ用を年1基、アライグマ・ヌートリア用については年5基程度導入し、効果的な捕獲をめざす。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシは、平成27年から29年度(29.12月末現在)までの年平均有害捕獲数が、65頭である。近接市の状況や本市北部での出没傾向から、今後大幅な増加が予想される中、平成30年度から32年度までの捕獲数は85頭を目標とする。

シカは、平成27年から29年度(29.12月末現在)までの年平均有害捕獲数が61頭である。近接市の状況や本市北部での出没傾向から、今後大幅な増加が

予想される中、平成30年度から32年度までの捕獲数は80頭を目標とする。  
 アライグマは、平成27年から29年度(29.12月末現在)までの年平均有害捕獲数が54頭である。今後大幅な増加が予想される中、平成30年度から32年度までの捕獲数は70頭を目標とする。  
 ヌートリアについては、平成27年から29年度(29.12月末現在)までの有害捕獲数が7頭であり、捕獲数は少ないが、生息数・目撃数のデータも少ないため、引き続き、適正に設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ	85	85	85
シカ	80	80	80
アライグマ	70	70	70
ヌートリア	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシ・シカは、市北部・中部において狩猟期以外の1年間を通して有害鳥獣捕獲を、主にわな(箱わな・くくりわな)猟により実施する。 アライグマ・ヌートリアは、市全域で箱わなにより、捕獲要請毎に防除班を編制し、市防除計画に基づき、捕獲を実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ、シカ	該当なし	該当なし	該当なし

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30年度～ 32年度	イノシシ、シカ、 アライグマ、 ヌートリア	生産組合長会での被害防止の研修や川西市有害鳥獣対策協議会主催で鳥獣被害防止講習会を開催

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

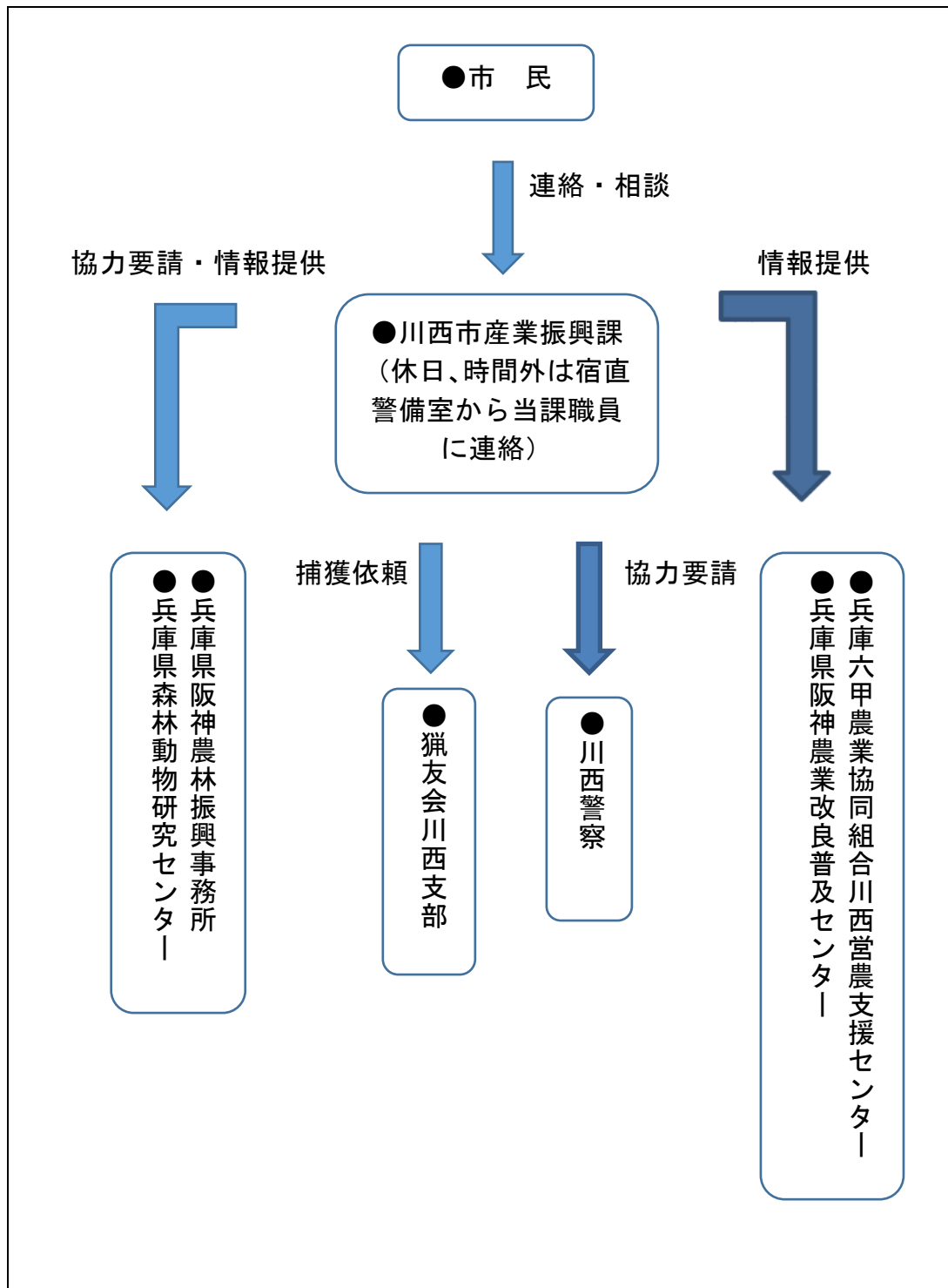
関係機関等の名称	役割
川西市	住民からの連絡・相談窓口 情報の収集・整理 住民への情報提供 現場対応の実施 住民との調整 警察への協力要請 捕獲許可
兵庫県猟友会川西支部	要請に基づく追い払い、捕獲、殺処分時の対応
川西警察	住民の安全管理・市町への通報
兵庫県阪神農林振興事務所	市町からの情報収集・整理 現場対応の実施 関係機関との連絡調整

兵庫県森林動物研究センター	現場対応の実施 技術指導 関係部署との調整
兵庫県阪神農業改良普及センター	関係行政機関との連携、情報提供
兵庫六甲農業協同組合川西営農支援センター	農業者への情報提供 わな免許等の取得の推進

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。



(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、シカは、資源としての利用及び刺殺後、埋設・焼却処分  
アライグマ・ヌートリアは、安楽死処分後、焼却処分

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲等した対象鳥獣の利活用について、先進事例を参考に検討を行う。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。  
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
兵庫県猟友会川西支部	捕獲活動
川西市生産組合長会	捕獲活動の協力(アライグマ・ヌートリアの箱わなの見廻り等)、会員への情報提供
川西市農業振興研究会	狩猟免許取得助成制度の実施、鳥獣害防止講習会等への協力
兵庫六甲農業協同組合 川西営農支援センター	農業者への情報提供 わな免許等の取得の推進
兵庫県阪神北県民局 阪神農林振興事務所	補助事業・研修などの情報提供
兵庫県阪神北県民局 阪神農業改良普及センター	関係行政機関との連携、情報提供
川西市	捕獲許可、捕獲に対する助成、啓発

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県阪神農林振興事務所	補助事業・研修などの情報提供 関係機関との連絡調整 (森林動物指導員) 主な役割

	野生動物共生林整備等の森林整備指導、生息地(森林)管理手法の検討・支援
兵庫県森林動物研究センター	技術指導（研修等の実施）

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

構成員	：市職員3名
活動内容	：追い払い活動、生息調査・被害調査、広報・啓発
結成日	：平成24年3月30日

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

アライグマ、ヌートリアに関しては特定外来生物の防除実施計画による捕獲の実施。
----------------------------------------

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
------

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。